

この度は、新規リセラー登録をしていただき誠にありがとうございました。

正式なりセラー契約を完了するにあたりまして、契約書を弊社にFAXしていただく必要がございます。

契約書は米国Verio社との契約の関係上、英語となっております。ご記入も英語をお願いいたします。

下記の記入箇所をご確認の上、ご記入下さい。

ご不明な点がありましたら、viaverio@verio.jpまでお気軽にご連絡下さい。

FAX 番号 03-5439-0468

NTT コミュニケーションズ株式会社

クラウドサービス部 ホスティング&プラットフォームサービス 部門

Verio ホスティング営業担当宛

Verio ホスティング営業担当

TEL:0120-21-7179

(平日 10:00~17:00)

参考資料：(注意) 本, 契約書は原本 (英語) を記入例の参考のため翻訳したものであるため、契約書としての効力はございません。

201x年1月1日に契約する場合

オンライン登録をした際に発行された8桁のID

Reseller ID: XXXXXXXX

Office Use Only

Verio社 リセラー (再販者) 契約

本リセラー契約 (以下「本契約」という) は、201x年January月1日 (以下「発効日」という) をもって、デラウェア州の法人ベリオ・インク (以下「ベリオ」という) およびJapanese州 (または国) の法人、OO Corporation/Inc社 (以下「リセラー」という) との間で締結される。ベリオおよびリセラーは、個別に「当事者」といい、また総称して「両当事者」という。

this 1 day of January, 21 xx ("Effective Date") by and between Verio Inc., a Delaware corporation, ("Verio") and OO Corporation/Inc, a Japanese corporation ("Reseller").

英語の契約書

記

本契約は、リセラーがエンドユーザーに再販売する、一定のインターネット関連のサービスを、ベリオがリセラーに対して販売し、リセラーがベリオから購入する条件を定めるものである。

前記の事項、本契約に含まれる相互の合意、その他の有効な対価 (その受領並びに適切性が本契約により認められる) を約因とし、ベリオおよびリセラーは、以下の通り合意する。

1. 再販サービスの範囲

1.1 再販サービス 本契約の条項を条件として、ベリオは、リセラーがエンドユーザー (一部、下記 1.2(c) に承認されるサブ・リセラーを含むことができる) (以下「顧客」と総称する) に再販売する目的で、www.viaverio.com掲載の方法によりリセラーに提供されるベリオの製品および/またはサービス (以下「再販サービス」という) を、リセラーに対して供与する。リセラーが選択し、ベリオが提供に同意する再販サービスは、すべて本契約

に基づく再販サービスとみなされ、本契約の条項、およびホームページwww.viaverio.comにおいてリセラーが特定の再販サービスを受けるための前提条件として負う追加義務に基づいて供与されるものとする。尚、ホームページwww.viaverio.comは、リセラーが行うあらゆるオンライン許可およびリセラーが書面で同意しベリオに引渡す追加条項（いずれの場合もかかる再販サービスの取得に関連して）等（これらを含むがこれらに限定されない）、かかる再販サービスおよびそれを受けるための関連手続きを記載するものである。（かかる追加義務および条項は、本契約中、「適用再販サービス追加条項」(Applicable Resell Service Additional Terms and Conditions)**という。）

1.2 リセラーの指名；リセラーの代理；サブ・リセラーへの再販

(a) 本契約の条項（適用再販サービス追加条項を含む）を条件として、ベリオは、リセラーを再販サービスのリセラーとして指名し、リセラーに対して、顧客に再販サービスを販売する非独占的権利を許諾する。かかる指名により、リセラーは、再販サービスに関するニュースレターの更新およびプロモーションのため、ベリオが、eメールを通じて随時リセラーにコンタクトできることを認めこれに同意する。

(b) リセラーは本契約により、以下を表明し保証する。(i) リセラーは本契約を締結するための全面的権利、権能および権限を有する。(ii) リセラーは18歳以上である。(iii) リセラー、顧客、またはサブ・リセラー（以下に記載）のいずれも、米国の禁輸の対象国、または米国財務省の特別指定国を所在地とせず、または米国商務省が拒否する個人もしくは団体リストに表示されていない。

(c) ベリオは、以下を承認する。(i) リセラーの一定の顧客は、再販サービスのエンドユーザーでなく、エンドユーザー向け再販サービスのサブ・リセラーになることができる。(ii) リセラーは、サブ・リセラーとの取引において、ベリオの名称を表示しないことを選択できる。再販サービスをサブ・リセラーに販売する場合、リセラーは、ベリオの権利の保護という点に関して、実質上劣ることのない契約を、リセラーとの間で締結することを、いずれのサブ・リセラーにも要求することに同意する。その際、かかるサブ・リセラーに、特に以下の各義務（但しこれらに限定するものではない）を課すものとする。（但し、これらに限定されることはない。）(i) 本契約第10条および11条に規定される秘密保持およびベリオの知的財産権保護の義務、(ii) 3.1条記載の商標表示の義務、(iii) 1.3条記載のAUP遵守（およびエンドユーザーに遵守を要求する義務）、(vi) エンドユーザーに、(A) ベリオの顧客契約よりもベリオの権利保護の点で実質上劣ることのない顧客契約を締結させる義務、および(B) エンドユーザーがドメイン名を購入する場合、本契約1.3条に従って

リセラーの顧客が締結を要求される条件と完全に同等の条件で締結させる義務、(v) エンドユーザーに保証を提供するにあたり、ベリオまたはその関連会社の名前を使用しない義務、および(vi) 本契約第 5.1 条記載の法規を遵守する義務。

1.3 顧客契約 ベリオは、顧客がリセラーとの契約に基づいて再販サービスを購入すること、およびベリオが、かかる顧客関係に契約上の利害を持ってはならないことを承認し、これに同意する。リセラーは再販サービスの販売条件を自由に決定することができる。但し、リセラーは、顧客への再販サービス供与の条件として、かかる顧客に対し、ベリオの標準顧客契約よりもベリオの権利保護の点で実質上劣らない形式の契約を作成することを、要求するものとする（但し、リセラーおよびその顧客が本契約に基づいて作成すべき別個の個別条項のあるドメイン名登録サービスに関する契約を除く。）かかる販売条件は、随時改訂することができる。そのコピーは、www.viaverio.comにて参照できる。上記を一般論として、リセラーの顧客契約においては、特に、以下を要件としなければならない。(i) 顧客によるリセラーの利用規約(AUP)の遵守（特にかかるAUPは、ベリオの利用規約（下記に定義）よりも、制約および保護の点で弱いものであってはならない。またリセラーおよびベリオが、AUPを遵守しない顧客に対して再販サービスの供与を終了することを許可しなければならない。）；および(ii) 顧客がドメイン名を購入する場合、顧客が、www.viaverio.comにおけるドメイン名登録に関連して、適用再販サービス追加条項に記載される条項に同意すること。本契約に使用される限り、「ベリオ利用規約」という用語は、現在www.verio.comのベリオホームページに掲載される修正規定の更新と同時に発効する、ベリオが随時行う改定を含む、ベリオの利用規約書を意味する。

2. 再販サービスの発注

サービス注文 リセラーはwww.viaverio.comおよび適用再販サービス追加条項記載の手続き（以下「注文手続き」と総称する）に従い、再販サービスを発注するものとする。かかる発注は、適用注文手続きに記載されるように、ベリオによる受注の直後に発効する。ベリオは、注文手続きによらなければ、注文の変更もしくは拒絶を行うことができない。また、ベリオがかかる注文手続きによって拒絶する権利を付与されていない注文は、すべて受注しなければならない。受注された注文をリセラーが変更もしくは取り消す場合は、注文手続きの条項に従って行うものとする。また該当する場合、注文手続き記載の料金が課される。

3. サービスのマーケティングと販売

3.1 サービスの商標 本契約の両当事者は、適用再販サービス追加条項において、両当事者が別段の合意をしない限り、リセラーは、リセラーがその裁量により適切と判断するサービスマーク、商標または商品名を付して、再販サービスを顧客に販売しなければならないことを認め、これに同意する。但し、いずれの場合も、ベリオおよびその関連会社の商標およびロゴ、および再販サービスに関連する商品およびサービスを供給する、ベリオの第三者プロバイダー（以下「第三者プロバイダー」という）の商標およびロゴのいずれも、リセラーが使用することはできない。上記に関わらず、ベリオは本契約により、再販サービスに関連して、リセラーが「公認ベリオ・リセラー」という呼称を使用できることに、本契約により同意する。

3.2 ベリオの活動 両当事者は、ベリオが本契約の期間中、世界中において再販サービスと同一または類似のサービスに関して、販売・マーケティング活動（他のリセラーを通じて、またはこれらと協力して）を行うこと、また両当事者間で、顧客、業界、または地理的位置のいずれによっても、両当事者が販売を行う地域の区分けをする合意に達していないことを認め、これに合意する。

3.3 インストール支援 該当する場合、ベリオは、適用再販サービス追加条項の記載に従い、同条項に規定される料金で、インストール作業を支援する。

4. 再販サービスに関するベリオの義務

ベリオは、再販サービスを、かかるサービスの供与に適用されるあらゆる法規に従って履行し、また、各関連会社（下記 10.1 条に定義）にも同様に履行させるものとする。リセラーは、適用再販サービス追加条項に別段の記載がある場合を除いて、ベリオは、本契約に基づいてベリオから購入する、またはベリオを通じて供給されるあらゆる機器、ソフトウェア、または電気通信サービスの保守サービスを供与しないことを認める。

5. 再販サービスに関するリセラーの義務

5.1 一般 リセラーは、本契約の条項（適用再販サービス追加条項を含む）に基づき、また、米国輸出法を含むがこれに限定されない、かかるサービス供与に適用されるすべての法規を遵守して、顧客に再販サービスを再販売するものとする。

5.2 訓練されたスタッフ リセラーは、再販サービスのための自社の販売陣および顧客担当販売員が、訓練された有能な販売のプロフェッショナルであることを保証する責任が

あることを認める。リセラーは、ベリオ、ベリオのブランドおよび/または第三者プロバイダーのブランド、または再販サービスのための販売努力、もしくは顧客対応の効果に悪影響を与えるような、リセラーの販売陣、および顧客担当販売員の行為と関連して、ベリオがリセラーに随時指摘する個別の問題について、ベリオと協議することに同意する。

5.3 施設 リセラーは顧客に対し、適用再販サービス追加条項記載の再販サービスの一環として、ベリオが供与する機器、ソフトウェア、および設備以外に、かかる顧客にリセラーが該当の再販サービスを供与するために必要な機器、ソフトウェア、および設備については顧客側が供与することを要求するものとする。リセラーは、顧客が上記の機器、ソフトウェア、および設備を供与しないことの結果としての再販サービス不履行については、ベリオは一切責任を負わないことを承認する。

6. テクニカル・サポート

ベリオは、リセラーおよび/またはその顧客に対し、必要な場合、適用再販サービス追加条項記載のテクニカル・サポートを行う。

7. 研修サービス

必要な場合、ベリオは、適用再販サービス追加条項記載の条件について、販売および顧客対応に関連した研修を提供する。

8. 再販サービスの価格

ベリオが供与する再販サービスの代価は、www.viaverio.comに表示される価格である。ベリオは、www.viaverio.comの記載に従い、かかる価格を改訂する権利を有する。

9. 支払い

9.1 請求と支払い ベリオ・サービス（下記に定義）の代価は、適用再販サービス追加条項に別段の記載がある場合を除き、ベリオからリセラーに対する請求書の提示により支払い義務を生じる。リセラーは、ベリオ・サービスに対し、関連の料金を支払う責任を負う。リセラーは顧客に対して料金の請求および徴収をおこない、ベリオ・サービスの提供、販売または利用に対して課される、またはこれらに基づくあらゆる販売税、利用税、総所得税、物品税、アクセス(access)税**、バイパス(bypass)税**等の税金、またはその他、

地方、州、および連邦の税金もしくは課徴金（呼称の如何を問わず）を直接納税する責任を負う（但し、ベリオの課税所得に対する税金は除く）。

本契約中に使用される、「ベリオ・サービス」という用語は、本契約に基づきベリオがリセラーに提供する製品およびサービスを意味し、顧客対応サービス、テクニカル・サポート、トランジット、研修、その他、適用再販サービス追加条項を含む本契約の条項に基づいてベリオがリセラーへの提供に同意するあらゆるサービスを意味する。

9.2 延滞金の遅延利息；延滞への対処

(a) ベリオがリセラーに請求書を提示した日から 30 日以内（または適用再販サービス追加条項に記載されるそれ以上の期間）にリセラーが支払を履行しないあらゆる請求金額は、月 1-1/2%の遅延利息もしくは適用法が許可する最高利率のいずれか低い方の利息を生じるものとする。利息は、支払い期限日以降、上記 9.1 条に基づいて支払いを要求されるあらゆる金額について生じる。

(b) リセラーの勘定が支払期限を経過した場合、ベリオは、単独の裁量で、リセラーおよびその顧客に対する再販サービスを、リセラーに対する書面による 10 日以上事前の通知により、停止または打ち切ることができる。かかる停止または打ち切りの場合、リセラーは、顧客への再販サービスの代替供給に関して、ベリオが直接リセラーの顧客と接触するため、顧客情報（下記 10.5 条に定義）を使用する権利を有することを、本契約により承認する。

10. 秘密情報

10.1 秘密情報と義務 本契約（本契約を含むがこれに限定されない）に関連して、開示側当事者により、他方の当事者もしくはその従業員に対して提供された文書、その他の資料およびその他の情報は、口頭、書面、図表、または電子的形態等、形態の如何を問わず（以下「秘密情報」と総称される）、すべて秘密情報として提供されたものとみなされ、本契約の期間中および終了後を通じて、開示当事者の独占的財産である。各当事者は、(i) 本契約の期間中、開示当事者が開発または蓄積する、または(ii) 随時開示当事者から取得する、すべての秘密情報を保管しその秘密を保持しなければならない。また、本契約の期間中、かかる秘密情報を自己の利益のために使用もしくは、他者に開示したり、または自社の従業員もしくは代理人に開示させてはならない。但し、受領側当事者は、本契約の履行のためにかかる秘密情報を知る必要があり、かかる情報の機密性についてすでに知らされ、秘密を守ることに同意した、自社の従業員、代理人、および関連会社に開示すること

ができる。本契約第 10 条の目的上、「当事者」という用語は、当事者の関連会社を含む。本契約中に使用される場合、「関連会社」の用語は、いずれの個人もしくは組織（法人などの実体）についても、かかる個人もしくは組織を支配する（すなわち、議決権株式の所有権、契約その他方法の如何を問わず、その組織を管理する権限を所有するか、または経営および方針を管理させる権限を所有する）、またはこれらに支配される、またはかかる個人もしくは組織と共に共同支配下にある、その他の個人もしくは組織を意味する。

10.2 情報の使用 本契約のいずれの事項も、一方の当事者による、以下のような情報の使用を禁止または制限するものではない。(a) 現在公知である、または今後公知のものとなる、または合法的手段により入手可能である、または入手可能となる情報；(b) 受領当事者の記録により証明されるように、受領当事者が合法的に保有する情報；(c) 正当に情報を保有する第三者により、秘密保持もしくは（財産的）専有情報としての制約を課されることなく受領当事者に開示される（秘密保持もしくは専有の制約なしに）情報；(d) 本契約に違反することなく、受領当事者が独自に開発した情報；または(e) 開示当事者が与える書面の開示許可の対象である情報。いずれかの当事者が、他方の当事者の秘密情報を要求する召喚令状、またはその他の有効に発行された行政もしくは司法訴訟の訴状を受領した場合、かかる当事者は、合理的な範囲で実際的に、また合法的に許可される限り、かかる秘密情報に関して保護命令を受ける機会を他方の当事者に与えるべく、その受領を他方の当事者に速やかに通知しなければならない。

10.3 秘密情報の返却 本契約の終了もしくは満了と同時に、または開示当事者の要求により、受領当事者は、開示当事者に対し、全秘密情報を返却するかまたは破棄し、開示当事者に対して、かかるすべての情報を返却または破棄し、秘密情報のコピーは一切保管していない旨を書面で証明するものとする。秘密情報に関する各当事者の義務は、本契約の終了もしくは満了後も 3 年間存続する。

10.4 広報/発表 報道発表を含むがこれに限定されない、本契約、本契約に基づき供与されるベリオ・サービス、および/または両当事者間もしくは当事者と第三者プロバイダーとの関係に関する発表を、一方の当事者が、他方の当事者の事前の書面による同意なく、またベリオの見解によってそれが必要であるならば、該当する第三者プロバイダーの同様の同意を得ることなく行ってはならない。

10.5 顧客情報 両当事者は、リセラーが顧客に関するあらゆる情報（以下「顧客情報」と総称する）に関するすべての権利を保有し保持することを認めこれに同意する。但し以下の情報を除く。(i) 上記 9.2(b)条記載の情報、および(ii) Internet Corporation for

Assigned Names and Numbers(インターネットドメイン名の名称/数字割当機関**) (ICANN) および適用法および/または規約により要求または許可されるドメイン名の登録の結果としての、WHOISデータベースにおける顧客情報の開示のための情報。リセラーは、ベリオに対し、ベリオが本契約に基づく義務の遂行を目的として顧客情報を利用するための、ロイヤルティ無料の非独占的ライセンスを許諾する。

11. 知的財産

各当事者は、(場合により) 他方の当事者、その関連会社、および第三者プロバイダーが、他方の当事者、関連会社、第三者プロバイダーに対する、またはこれらに関連したすべての商標、サービスマーク、商品名、ロゴ、呼称、著作権、その他の財産権を所有・保持することを認め、また各当事者は、本契約の期間中も終了後も、他方の当事者、その関連会社、および該当する第三者プロバイダーに属するまたはこれらに許諾されたあらゆる商標、サービスマーク、商品名、ロゴ、呼称、または著作権に対する権利を主張したり、またはそれらの有効性に悪影響を及ぼすような行為(他方の当事者、その関連会社、および該当する第三者プロバイダーの財産的権利を侵害する、またはかかる侵害につながるようなあらゆる行為または行為に対する援助を含むがこれらに限定されない)を行わないことに同意する。

12. 保証の排除

ベリオ・サービスは、無保証で提供される。ベリオのサービスについて、またはこれに関連して、口頭または書面によるその他の通信がベリオとの間に行われた場合も、それに関わらず、ベリオは明示・暗示のいずれを問わず、リセラーまたは顧客へのベリオ・サービスの供与に関するものを含め、市場性、特定の目的への適合性、サービスの継続性、または第三者の権利の非侵害の保証を含むがこれらに限定されないあらゆる保証を行わない。ベリオは、リセラー/顧客間で伝達された、またはリセラー、顧客、リセラーもしくは顧客のクライアント、またはベリオによりもしくはベリオを通じて供与されるベリオ・サービスにより影響を受けるその他の第三者が保管する、あらゆるデータの内容もしくは喪失について責任を負わない。データのバックアップ、および修復サービスが、ベリオ・サービスの供与の一部に含まれる場合、かかるサービスは、包括的災害復旧ソリューションとなることを意図したものではなく、ベリオは、データの喪失、サーバーその他の機器の損傷につき責任を負うことはない。

リセラーは、(i) ベリオまたは第三者プロバイダーの名前で、または(ii) 再販サービスの

履行、設計、品質、市場性、非侵害、または特定の目的への適合性、またはそれらのいずれかに関して、ベリオまたは第三者プロバイダーを拘束するような保証を、顧客に対して行ってはならない。

13. 補償

リセラーは本契約により、ベリオとその関連会社、ベリオと関連会社の取締役、役員、従業員および代理人を、(i) リセラー、またはその従業員、代理人、下請業者、もしくは業務関連の招聘者の過失もしくは故意の違法行為（作為・不作為のいずれを問わず）に起因する、あらゆる身体的障害、死亡または資産の物理的損傷、および(ii) リセラーもしくは顧客によるベリオ・サービスの利用、またはベリオもしくは第三者プロバイダーの知的財産の利用（リセラーまたは顧客による AUP 違反を含む）を理由として、またはその結果として、上記被補償当事者のいずれかが請求を受け、結果的に負担し、賦課され、または蒙る利息、科料、妥当な弁護士費用および支出等（これらを含むがこれらに限定されない）、実際かつ直接的に蒙る損失、費用および経費につき補償し、防御し、被害を及ぼさないようにする。

14. 責任の制限

14.1 結果的損害の排除 本契約第 10 条に対する違反および本契約第 13 条による補償義務違反の場合を除いて、如何なる場合も、適用法により許可される最大限度まで、いずれの当事者もその関連会社も、両当事者の本契約に基づく義務の履行もしくは不履行に起因する、または何らかの形でこれらに関係する、あらゆる性質の特別、付随的、結果的、または懲罰的損害賠償（業務上の損失、または個人的利益の損失、事業の中断、その他の金銭上の損失等の損害を含むがこれらに限定されない）につき、かかる責任が、契約、不法行為、その他に基づいて主張されたか否かに関わらず、また、他方の当事者（もしくはその関連会社）が、かかる損害賠償の可能性を予め警告されていたとしても、他方の当事者またはあらゆる第三者に対し、責任を負うことはない。

14.2 責任の制限 本契約第 10 条の違反および第 13 条に基づく補償義務違反の場合を除いて、また理由の如何によらず当事者が損害賠償を負担する可能性があるにも関わらず、各当事者が本契約に起因して、また関連して負担する責任の上限は、以下のいずれか大きい方の金額とする。(i) 本契約に基づく、かかる損害賠償の原因となった事由前の 12 ヶ月の期間内に、リセラーがベリオに支払った、または支払うべき金額、または(ii) かかる損害賠償発生の原因となった事由の前月に、本契約に基づいて供与された再販サービスの対

価としてリセラーがベリオに支払った、または支払うべき金額の 12 倍。

15. 契約期間と終了

15.1 契約期間と終了 本契約は、発効日から、発効日が含まれる暦年の末日までを契約期間（以下「当初期間」という）とし、その後、下記のいずれかの方法で終了されない限り、毎年（暦年ベース）自動的に更新される（当初期間および全更新期間（更新があった場合）は、「期間」と総称する）。

(a) いずれの当事者も、以下の場合、他方の当事者に書面の通知をすることにより、本契約を終了することができる（以下「終了通知」という）：(i) 他方の当事者が債務超過に陥った場合、または自発的または強制的な破産手続きもしくはその他の倒産法に基づく手続き、または債権者との和議、会社更生、財産管理、もしくは解散を開始した場合；または(ii) 他方の当事者が本契約に基づく重大な義務に違反し、かかる違反が、違反を犯していない当事者から違反当事者に書面で通知されてから 30 日以内に治癒されない場合。

(b) ベリオは、以下の場合に本契約を終了できる。(i) 書面による 60 日の事前通知により随時、または(ii) (A) リセラーまたはリセラーの顧客による AUP 違反、または(B) ベリオの競争相手、もしくはその関連会社がリセラーの経営支配権を獲得した場合に関連して、リセラーの議決権株式または持分の過半数の支配権が変動（リセラーの最終的親会社との関係によって判断される）した場合。

15.2 存続条項

本契約第 10、13、14、16、および 17 条は、本契約の満了もしくは終了後も存続する。

16. 紛争解決

本契約に起因し、関連し、または本契約との関係による論争もしくは請求は、その時点で有効なアメリカ仲裁協会の商事仲裁規則（本契約第 16 条の条項による修正を含む）に基づく仲裁により解決されるものとする。仲裁は、コロラド州デンバーの両当事者の合意による場所で行われる。仲裁は、3 名の仲裁人によって行われるが、本契約の各当事者が各々 1 名の仲裁人を選出し、かかる 2 名の仲裁人が第 3 の仲裁人を選出する。仲裁人は、實際上可能な限り迅速に、また各当事者への 15 日前の通知書送付により、紛争の本案に関する仲裁審理および訴訟手続を行い、その後、事実の調査結果並びに法的結論を含め、決定の根

拠を述べた裁定書を発行する。仲裁人の裁定は、多数決に基づく。各当事者は、自己が選出した仲裁人費用を含め、仲裁に起因する自己の費用および経費を負担し、また第三の仲裁人の費用、経費、および料金は、平等に分担する。仲裁人が下した裁定は、いずれも最終的で、仲裁の当事者を拘束し、かつ執行可能である。また判決は適用法に従い、管轄裁判所において当事者に下される。

17. 一般条項

17.1 第三者受益者 本契約両当事者以外の如何なる個人も組織も、両当事者のいずれかに対しての本契約の条項の履行のための訴訟を提起する権利を付与されず、また本契約に記載される契約条項、約定、および合意は、本契約の両当事者、またはその各々の許可された本契約に基づく承継人もしくは譲受人の利益のみに帰するものであり、これらの各人によってのみ実施可能であることは、本契約の両当事者の明白な意思である。

17.2 当事者間の関係 本契約のいずれの記載事項も、リセラーとベリオの独立の契約者としての関係以外の、雇用者/被用者、フランチャイザー/フランチャイジー、本人/代理人、パートナー、または合弁事業者の関係を構成するものと解釈してはならない。いずれの当事者も、他方の当事者、またはかかる当事者のライセンサーもしくは納入業者の代理として、あらゆる種類の表明、請求、または保証を表明する権限を持つことはない。

17.3 不可抗力 当事者による本契約に基づく義務の履行、または違反の治癒が、不可抗力による保護を求める当事者の作為もしくは不作為に帰することのできない、自然現象、火災、天災、事故、政府の行為、ストライキ、材料の入手不能、通信の容量もしくは供給、第三者プロバイダーによる再販サービスと関連した、または再販サービスに含まれる商品またはサービスの供給不履行、ハードウェアおよび/またはソフトウェアの不足または不履行、またはその他、かかる当事者の合理的管理を超えるその他の原因（以下「不可抗力」という）を理由として遅れた、または妨げられた場合、いずれの当事者についても本契約の不履行とみなされることはない。但し、不可抗力の保護を求める当事者は他方の当事者に速やかに、如何なる場合も不可抗力の事態の発見から15日以内に書面による通知を送付するものとする。不可抗力の場合、かかる履行もしくは治癒のための期間は、不可抗力の継続期間に等しく、60日を上限とする期間、延長される。

17.4 譲渡と委託 いずれの当事者も、本契約および本契約に基づく権利と義務を、譲渡またはその他の方法で移転してはならない。但し、ベリオは(i) 本契約を、リセラーの同意なく、関連会社のうち1社に譲渡、または(ii) 本契約に基づくその義務、および責任

の履行を、いずれかの関連会社、またはベリオが選択する独立の契約者に委託することができる。但し、ベリオは、かかる関連会社もしくは独立の契約者への委託により、本契約に基づく義務または責任につき、免責されるわけではない。

17.5 通知 本契約に基づく通知は、書面によるものとし、(i) 直接手交、(ii) eメールにより（受領確認つき）、(iii) 速達または通常郵便（書留、または配達証明つき郵便料金前納）または(iv) ファクシミリによって送達された場合——に到達したものとみなされる。通知は本契約中の署名欄の下に記載される住所を宛先とするが、各当事者は、本項に基づく書面の通知により住所を変更できる。

17.6 権利放棄 本契約に基づくいずれかの権利もしくは不履行を放棄した場合も、かかる放棄は例示された事例のみにおいて有効であり、爾後の事例においても、同様の権利もしくは不履行の放棄として機能するものではなく、またかかる放棄を示唆するものでもない。

17.7 分離性 本契約のいずれかの条項が無効であるか、またはその他の意味で実施不能であるという管轄裁判所による決定により、本契約のその他の条項も無効、または実施不能と判定されるものではなく、残りのすべての条項は、各々の条件に従って実施されるものとする。

17.8 準拠法 本契約は、米国コロラド州の法律に準拠し、これに基づいて解釈され、また両当事者間の法的関係は、当該法律に基づいて決定されるものとする。同州の法の抵触の原則については実施しない。

17.9 累積的救済 本契約に別段に明記される場合を除いて、本契約記載のすべての救済（本契約を終了する権利を含むがこれに限定されない）および法律に規定されるすべての救済（本契約第14条に基づいて除外されない）は、累積的であり、非独占的とみなされる。

17.10 完全合意：修正 適用再販サービス追加条項を含む本契約は、本契約の主題に関する両当事者間の完全な合意を表すものであり、本契約の主題に関する両当事者間の従前のまたは現在の書面または口頭による交渉、合意、通信および了解事項を失効させ、これらに代わるものである。具体的には、適用再販サービス追加条項を含む本契約はまた、両当事者間の従前の再販契約（本契約の日付現在、両当事者間に存在する料金請求権限授与

契約を除く) (以下「先行契約」と総称する) の対象であるすべてのサービス (以下「先行サービス」と総称する) に関する両当事者間の完全合意を表すものである。この目的のため、リセラーは、すべての適用再販サービス追加条項を含む本契約は、本契約発効日をもって、先行契約すべての条項が終了し、以後失効するように修正し、改めて再規定することが両当事者の意思であることをここに認め、これに同意する。本契約 17.9 条記載の場合を除き、本契約は、両当事者が書面により適正に作成する文書によってのみ修正することができる。

17.11 正本/副本 本契約は、2 通以上作成され、その各々が原本とみなされるが、そのすべてが一括で同一文書を構成する。

上記の証として、本契約の両当事者は、頭書の日付に、本契約に署名・捺印した。

リセラーID : XXXXXXXX 署名 : サイン(字体を崩した氏名) 氏名 (活字体で) : お名前 肩書 : 役職 会社名 : 会社名	}	原本へはすべて 英語 にてご記入ください
---	---	-----------------------------

ベリオ・インク 署名 : 氏名 (活字体で) : 肩書 :	}	記入不要
--	---	------